

平成27年度

徳島県専門医研修資金貸与制度のしおり



徳島県保健福祉部医療政策課

目 次

はじめに	1
制度の概要	1
研修資金の返還免除について	2
専門医研修期間及び業務従事期間の勤務について	4
返還の猶予について	5
研修資金の返還について	5
異動と届出	6
申請・届出・問い合わせ先	6
申請・届出に必要な書類一覧	7
よくあるご質問	8
様式	9

はじめに

徳島県専門医研修資金貸与制度は、将来、徳島県内の公的医療機関等において、県内において不足している産科、小児科又は外科の医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意思を有する専門研修医に対して、その研修を支援するために、徳島県が必要なお金をお貸しする制度です。

貸与を受けた専門研修医が、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」という。）内に、貸与期間の1.5倍（「業務従事期間」という。）に相当する期間を県内の公的医療機関等で産科、小児科又は外科の医師として勤務した場合、研修資金の返還が免除されます。

なお、H26年度から県が定める条件を満たし、知事が特別に認める場合は、2倍相当期間に最大4年間を加算することが認められました。

制度の概要

（1）貸与対象者

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ①初期臨床研修修了後、徳島大学病院の小児科、産科婦人科又は外科※に所属し、知事の指定する県内の公的医療機関等その他知事が認める医療機関に勤務して専門医研修を受けていること。
- ②将来、徳島県内の公的医療機関等において、小児科、産科又は外科の医師として勤務しようとする意思があること。

※徳島大学病院の外科とは、心臓血管外科、食道・乳腺甲状腺外科、呼吸器外科、消化器・移植外科及び小児外科・小児内視鏡外科です。

（2）貸与額

月額100,000円。

（3）貸与する期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、貸与決定した年の4月から、専門医研修を修了するまでの間で、貸与申請時に指定した年の3月までです。ただし、貸与できる期間は最大3年間です。
- ②研修資金は毎月貸与します。（口座振替の方法によって貸与します。）

（4）貸与の休止

研修医が専門研修を休止している期間、若しくは県内公的医療機関等又は知事

の認める医療機関（「専門医研修医療機関」）以外の医療機関において専門研修を受けている期間は、研修資金の貸与は行いません。

【※知事が指定する県内の公的医療機関等】

徳島大学病院，県立中央病院，徳島市民病院，徳島赤十字病院，
徳島県鳴門病院，麻植協同病院，阿南医師会中央病院，阿南共栄病院，
阿波病院，県立海部病院，県立三好病院，つるぎ町立半田病院

【※知事が認める医療機関等】

上記の県内公的医療機関等以外で，徳島大学病院の該当診療科が従来から研修の一環として専門研修医を派遣している関連病院等は，原則として専門医研修医療機関として認めるものとする。

（５）貸与契約の解除

研修医が次の事項のいずれかに該当することになった場合は，研修資金の貸与契約を解除します。

- ・ 専門医研修を中止したとき。
- ・ 心身の故障のため専門医研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・ 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・ 死亡したとき。
- ・ 以前に徳島県医師修学資金の貸与を受けた場合にあっては，同資金の義務従事期間を満了する見込みがなくなり，同資金を返還しなくなるとき。
- ・ その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※研修資金の貸与が解除された場合には，研修資金の返還が必要となります。

ただし，研修医が死亡，災害，疾病，負傷等その他やむを得ない事由により研修資金を返還できないと徳島県が認める場合には，研修資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。また，研修医が災害，疾病，負傷等その他やむを得ないと徳島県が認める場合には，研修資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

研修資金の返還免除について

貸与期間終了後，貸与を受けた医師が次の（１），（２），（３）のいずれかに該当する場合には，研修資金の返還債務が免除になります。

（１）業務従事期間の満了による場合【全額免除】

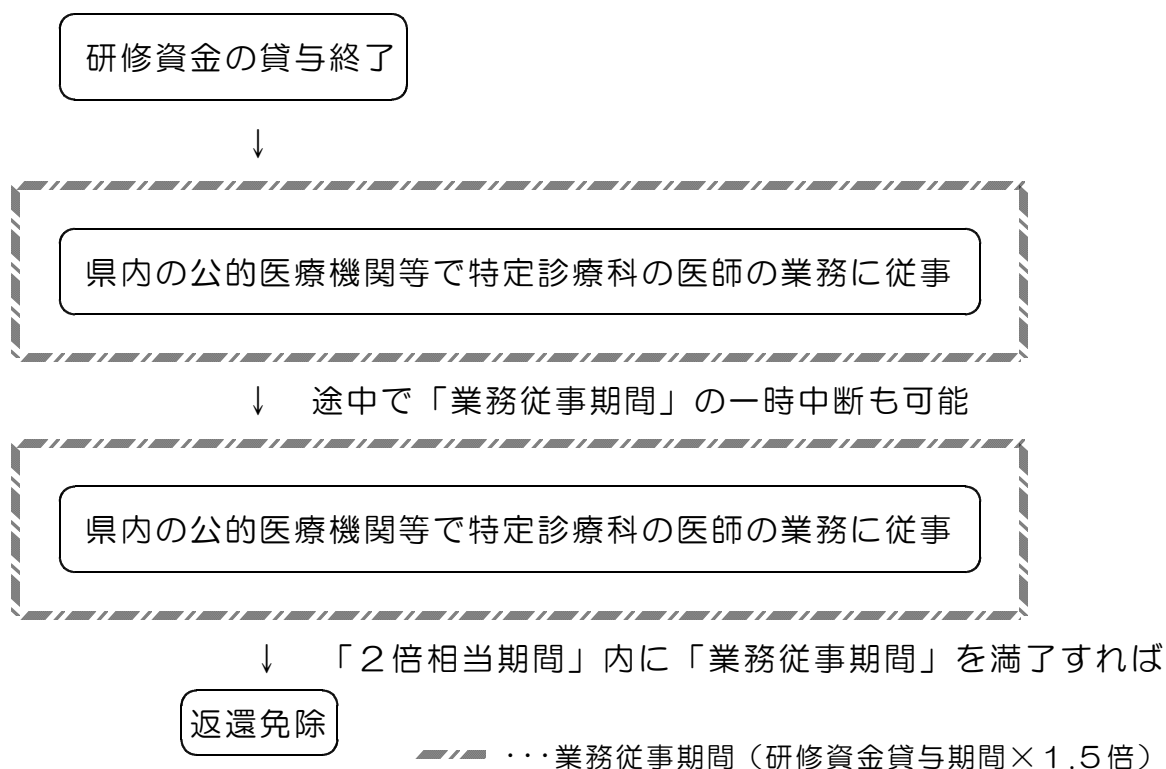
次の条件を満たした場合，研修資金の返還債務が免除になります。

研修資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」）を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、研修資金の貸与期間の1.5倍の期間（「業務従事期間」）、小児科、産科又は外科（「特定診療科」）に係る医師の業務に従事すること。

H26年度から下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合は最大4年間で2倍相当期間に加算することが認められました。

【条件】

- ① 自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること。
- ② 加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること。
- ③ 少なくとも1年間の公的医療機関等に勤務していること。



【※知事が指定する県内の公的医療機関等】

徳島大学病院，県立中央病院，徳島市民病院，徳島赤十字病院，
徳島県鳴門病院，麻植協同病院，阿南医師会中央病院，
阿南共栄病院，阿波病院，県立海部病院，県立三好病院，
つるぎ町立半田病院

【業務従事期間等の計算例】

貸与期間が3年間の場合

「業務従事期間」は， $3年 \times 1.5 = 4.5年間$ となります。

「2倍相当期間」は， $3年 \times 2 = 6年間$ となりますので，

業務従事期間の中断は， $6年 - 4.5年 = 最長1.5年間$ まで，可能です。

また，上記の条件を満たせば，2倍相当期間は最大4年間の加算が可能となります。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、研修資金の返還の債務が免除されます。

(3) 返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により研修資金を返還することが困難であると、徳島県が認めるときは、研修資金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金等返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

専門医研修期間及び業務従事期間の勤務について

研修医が専門研修期間中に勤務する医療機関については、本人が徳島大学病院と相談して決定します。

研修資金の貸与を受けた者（以下「研修資金貸与医師」という。）の業務従事期間中の勤務については、徳島県内の公的医療機関等を、本人の希望を踏まえ、徳島県と徳島大学病院が協議した上で、徳島県地域医療支援機構において調整します。ただし、次の条件を満たすことを基本とします。

- ・ 専門医研修1年目は、徳島大学病院で勤務。
- ・ 専門医研修期間中または業務従事期間中に、少なくとも研修資金貸与期間の2/3に相当する期間（貸与期間が3年間の場合は2年間）は県立病院で勤務。

【勤務ローテーションの例】

年数	—	—	①	②	③	1	2	3	4	5	⑥
勤務場所	臨床研修病院	院	知事の指定する公的医療機関等又は★知事の認める医療機関			知事の指定する公的医療機関等		県外病院	知事の指定する公的医療機関等		
内容	初期臨床研修	期	専門医研修			産科医・小児科医・外科医として従事		研修・研究	小児科医・産科医・外科医として従事		

研修資金貸与期間
(★公的医療機関等以外は、知事が認めれば貸与)

業務従事期間（貸与期間の1.5倍）
途中で1年間、業務を中断

返還免除

【徳島県地域医療支援機構とは】

徳島県地域医療支援機構とは、関係機関及び団体並びに医療従事者等との連携、協力のもと、徳島県における地域医療体制を確保するために実効性のある各種施策を円滑かつ効率的に推進するために設置された機関です。

徳島県地域医療支援機構内には、医療提供者（県医師会等）や病院の代表者（徳島大学病院等）、受益者（市町村長等）等で構成される「地域医療対策協議会」を設置して、各種事項に関する検討、協議を行っています。

返還の猶予について

返還免除要件に該当しないかぎり、研修資金を返還する必要がありますが、死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続を行えば、当該事由が継続している期間、研修資金の返還債務の全部又は一部を猶予することができます。

研修資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた研修資金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

（１）返還しなければならない場合

- ①研修資金の貸与契約が解除されたとき。
- ②業務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）
- ③「２倍相当期間」が経過するまでに、業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。
- ④以前に徳島県医師修学資金の貸与を受けた場合にあっては、同資金の義務従事期間を満了する見込みがなくなり、同資金を返還しなければならなくなったとき。

（２）返還額

返還額は、貸与を受けた研修資金の金額に返還利息を合わせた金額になります。

（３）返還期日

返還事由が発生したときは、翌月の末日までに、返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 返還利息

返還利息は、貸与を受けた研修資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10%の割合により算定した額になります。

(5) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

異動と届出

1 専門医研修期間中の届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けてください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 勤務先医療機関を変更したとき
- ③ 専門医研修を中止・休止・再開したとき
- ④ 専門医研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ⑤ 研修資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑥ 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑦ 保証人が変更になったとき

2 業務従事期間中の届出

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ③ 保証人が変更になったとき
- ④ 特定診療科に係る医師の業務に従事しなくなったとき
- ⑤ 特定診療科に係る医師の業務に従事しなくなった後、再び特定診療科に係る医師の業務等に従事したとき

3 被貸与者が死亡したときは、保証人が直ちにその旨を届けてください。

申請・届出・問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・鳴門病院担当（県庁2階）
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL：088-621-2212 FAX：088-621-2898
E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ： <http://anshin.pref.tokushima.jp/med/>

◆申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類
研修資金の貸与を申請するとき	専門医研修資金貸与申請書（様式第3号） 本人及び保証人の戸籍抄本 臨床研修修了登録証の写し 推薦書（大学病院長）（様式第4号）
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	専門医研修資金借用証書（様式第6号） 保証人の印鑑証明書 ※ 借用証書には、印紙税法の規定により、貸与金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び保証人2人の印鑑で割印してください。
返還免除を受けるとき	修学資金等返還免除申請書（様式第7号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
返還猶予を受けるとき	修学資金等返還猶予申請書（様式第8号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（別紙3）
専門医研修中に勤務先医療機関を変更したとき	勤務先医療機関変更届（別紙13）
専門医研修を中止したとき	専門医研修中止届（別紙14）
専門医研修を休止したとき	専門医研修休止届（別紙15）
専門医研修を再開したとき	専門医研修再開届（別紙16）
研修資金を辞退するとき	修学資金等貸与辞退届（別紙8）
特定診療科に係る医師の業務に従事しなくなったとき	業務従事中断届（別紙11）
特定診療科に係る医師の業務に従事しなくなった後、再び特定診療科に係る医師の業務に従事したとき	業務従事再開届（別紙12）
保証人の氏名・住所が変更したとき	保証人氏名（住所）変更届（別紙9-1）
保証人を変更したとき	保証人変更届（別紙9-2） 印鑑証明書
心身に故障を生じたとき	故障届（別紙5）
本人が死亡したとき	死亡届（別紙17） 死亡診断書又は戸籍（除籍）謄本

◆よくあるご質問

Q 1 貸与の申請に当たって、保証人が必要とのことですが、保証人の要件はありますか？

保証人（連帯保証人）は2名必要となります。それぞれ独立の生計を営んでいる方でなければなりません。

Q 2 家族の収入等により貸与申請ができない場合はありますか？

ありません。徳島県専門医研修資金貸与事業では、申請にあたって所得制限を設けていません。

Q 3 他の奨学金等の貸与を受けていますが、徳島県専門医研修資金の貸与も受けられますか？

徳島県専門医研修資金の貸与を受けるには、他の奨学金の貸与を受けていても構いません。なお、既に貸与を受けている奨学金等に制限があるかもしれませんので、確認してください。

Q 4 専門医研修は、希望する病院で受けることができますか？

専門医研修は、県内の公的医療機関等か、徳島大学病院の各診療科の関連病院等で知事が認めた医療機関において受けられますが、それ以外の医療機関で専門医研修を受けられる場合、研修資金の貸与は休止します。

Q 5 2倍相当期間内における業務従事期間の中断には、何か条件はありますか。例えば、配偶者の転勤の関係で1年間は県外で生活する、という場合でも、中断は認められますか。

2倍相当期間内の業務従事期間の中断には条件を付しておりませんので、ご質問のような場合でも、また海外に留学される場合や、医師以外の業務に従事される場合などでも、全く差し支えはありません。

ただし、2倍相当期間の加算を申請するためには、知事が定める条件に適合する必要があります。

Q 6 公的医療機関等において業務に従事していますが、出産するので休職し、出産後しばらく子育てに専念したいと考えていますが、返還免除の要件にどのような影響がありますか。

育児休業期間など、やむを得ない理由があると認められる期間については、2倍相当期間にその期間を加算し、その合計した期間内に業務従事期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。

Q 7 業務従事期間中の身分等はどうなるのですか？

業務従事期間中は、県内の公的医療機関等で勤務することになります。その間の身分については、勤務する公的医療機関等の職員としての身分となります。

Q 8 研修資金の返還は、分割で返還できないのですか？

研修資金の返還は、一括での返還が原則です。やむを得ない事情等がある場合は、返還債務の全部又は一部を猶予することもあります。